

令和7年度から令和11年度までの定員合理化目標数について
(内閣人事局長通知)

1. 国の行政機関の機構・定員管理に関する方針（平成26年7月25日閣議決定、令和6年6月28日一部変更）に基づき、各府省の直近の定員配置・人材確保の状況等も踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5年間の内閣の機関及び各府省（以下「各府省」という。）の定員合理化目標数を別表のとおり決定する。
2. 各府省は、本通知に基づき、毎年度の予算編成過程において、所要の定員合理化の要求を行うこととする。また、中長期的な行政のデジタル・トランスフォーメーション（行政DX）で特に効果が高い取組を行う場合には、その省力化等の効果が令和12年度から令和16年度までの間に発現されるまで、別表の令和6年度末定員比で1%の数の範囲内で、定員合理化目標数の一部猶予の要求を行うことができることとする。
3. 各府省は、計画期間の各年度において、別表に定める定員合理化目標数の1/5の員数の定員を合理化することを基本とする。
4. 計画期間中に事情の変更等が生じた場合には、必要に応じ、各府省の定員合理化目標数の見直し等を行うものとする。
5. 令和11年度までの各府省の定員管理の状況等を踏まえつつ、次期（令和12年度から5年間）の定員合理化目標数の算定方法について、見直しを行うものとする。
6. 各府省は、毎年度、各部門の採用、欠員等の見通しを踏まえた業務・体制の横断的見直しとそれを踏まえた定員合理化数の割付案を策定し、内閣人事局が確認を行うものとする。

別 表

府 省 名	令和6年度末定員	定員合理化目標数
内 閣 の 機 関	1, 5 5 8	2 7
内 閣 府	2, 5 5 2	1 1 1
宮 内 庁	1, 0 4 9	3 0
公 正 取 引 委 員 会	9 2 7	4 4
国 家 公 安 委 員 会	8, 0 5 4	3 8 6
個 人 情 報 保 護 委 員 会	2 3 1	1 0
カ ジ ノ 管 理 委 員 会	1 6 7	7
金 融 庁	1, 6 5 4	8 0
消 費 者 庁	4 6 5	1 9
こ ど も 家 庭 庁	4 6 5	5
デ ジ タ ル 庁	5 4 6	1 5
復 興 庁	2 1 8	0
総 務 省	4, 8 0 5	2 5 3
公 害 等 調 整 委 員 会	3 6	1
法 務 省	5 5, 5 3 5	2, 6 6 7
外 務 省	6, 6 6 7	3 1 6
財 務 省	7 3, 3 8 8	3, 5 1 7
文 部 科 学 省	2, 2 0 1	9 7
厚 生 労 働 省	3 3, 7 5 9	1, 6 9 0
農 林 水 産 省	1 9, 5 8 3	1, 4 6 5
経 済 産 業 省	8, 0 8 0	4 1 2
国 土 交 通 省	6 0, 1 7 0	3, 0 1 3
環 境 省	3, 3 8 5	1 2 6
防 衛 省	2 1, 2 5 1	1, 0 6 6
合 計	3 0 6, 7 4 6	1 5, 3 5 7

(注) 内閣府の数は宮内庁及び外局に係る数を除いたもの、総務省の数は公害等調整委員会に係る数を除いたものである。